8　前項の規定により過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をする保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第九十四条の二第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

9　法第九十四条の二第三項後段に規定する財務省令で定める要件は、同項後段の関税関係書類に係る電磁的記録について、当該関税関係書類の保存場所に、令第八十三条第六項の規定により当該関税関係書類を保存しなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第十条の二　法第九十四条の三第一項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、前条第一項各号に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項

［条を加える。］

第五条第一項第二号及び第六条第五条第一項第四号	法第六条第一項ただし書	関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第一項ただし書	
第五条第一項第五号及び第六条第一項	法第七条第一項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第一項	
第五条第一項第五号	法第八条第二項	関税法第九十四条第三項において準用する法第八条第二項	
第五条第三項	法第六条第六項	関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第六項	
	法第七条第三項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第三項	
第六条第一項	承認済国税関係帳簿書類	承認済関税関係帳簿書類	
第六条第一項第三号及び第二項第三号	法第四条各項のいずれか	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条各項のいずれか	
第六条第二項	法第七条第二項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第二項	
第七条	法第六条	関税法第九十四条第三項において準用する法第六条	
第八条第一項	法第十条	関税法第九十四条第三項において準用する法第十条	
第八条第二項及び第三項	法第十条ただし書	関税法第九十四条第三項において準用する法第十条ただし書	